

第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定文化財が 24 件あり、うち国宝が 2 件、重要文化財が 17 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 56 件（55 棟 1 基）ある。県指定文化財は 13 件、市指定文化財が 88 件ある。

本市は、長い歴史に育まれて豊かな文化財を生み出してきた。これらの文化財は、本市の歴史や文化を理解するうえで不可欠なものであり、将来の彦根の文化の向上と発展の礎をなすものである。

文化財は、これまで長い歴史の中で、多くの人々の努力により大切に守られてきたものであり、今後とも、その価値を損なうことなく後世に大切に継承する必要がある。そのためには、文化財の価値をより明確にしたうえで、その維持と保存に万全を尽くすとともに、文化財を活用し、現代を生きる人々にその価値を魅力的に伝え、市民の文化向上に寄与するよう努める。

これまで文化財の継続的な調査を実施し、文化財保護法や滋賀県文化財保護条例、彦根市文化財保護条例などにより文化財指定を行い、その保護を図ってきた。また、同時にさまざまな機会を設けて、文化財の普及と啓発に努めてきた。新たに公開となった文化財も増加している。公開に至るには、地域住民の協力が大きい。文化財の保存と活用のためには、地域住民を支援する体制の拡充が重要である。こうした体制に支えられつつ、今後とも、文化財の普及と啓発に努める。また、これによって地域住民の体制拡充が図られる。

なお、国指定文化財のうち特別史跡彦根城跡、名勝玄宮楽々園、名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の 3 件については、個別に保存管理計画や整備基本計画などを定めている。平成 19 年度（2007 年度）に指定された史跡彦根藩主井伊家墓所（清涼寺）については、平成 26 年度（2014 年度）に「史跡彦根藩主井伊家墓所保存活用計画策定委員会」を設置し、平成 29 年度（2017 年度）末に保存活用計画を策定した。

保存活用計画などを定めていない国指定文化財については、文化財保護法に基づき文化庁の指導の下、き損届や現状変更または、保存に影響を及ぼす行為などに対して、個別に許可制による行為の制限を実施している。個人所有の物件についての保存修理や整備などについては、指導と助言を行いながら積極的な財政支援（補助金）を実施しており、今後も文化財の保存・活用のための支援に努める。県と市の指定文化財については、保存管理計画を定めたものはないが、国指定文化財に準じた方法として、彦根市文化財保護条例に基づき、彦根市文化財保護審議会の指導の下に対応している。彦根市歴史的風致維持向上計画の実施期間中には、建造物などについて保存修理を積極的に実施し、歴史的風致の維持向上に努める。

（２）文化財の修理（整備）に関する方針

日本の文化財は、その多くが木や紙、漆などから作られている。これらの素材は、日本の自然環境によく適合した素材であり、修理が可能なものとして制作されているのが特色である。したがって、一定のサイクルで修理を繰り返すことにより、永く文化財を保存するとともに、文化財を生みだした技術や修理の技術を伝承することが可能である。

本市では、平成 17 年度（2005 年度）に「彦根市指定文化財保存修理方針」を定め、文化財所有者と協議の上で修理計画の指導と助言を行い、文化財修理のための積極的な財政支援を実施している。指定文化財の修理に際しては、文化財保護法や彦根市文化財保護条例などに基づく修理の届け出の手続きを適時適切に行うとともに、文化財保護審議会に諮って審議会委員の指導と助言を得ながら修理を進めている。

近年は、彦根城石垣修理や楽々園保存整備、玄宮園保存整備（特別史跡、名勝）をはじめ、彦根藩井伊家文書や彦根城馬屋、旧池田屋敷長屋門、旧彦根藩足軽組屋敷（善利組・辻番所と足軽屋敷）などの保存修理を実施し、近年において市指定文化財建造物や登録有形文化財建造物の保存修理や耐震補強工事について財政支援を行うなど、文化財の保存修理に努めており、今後も、文化財を後世へ良好な形で継承していくための取り組みを進めていく。

また、本市では、「文化財保護基金」を設置し、これらの文化財修理などを迅速に実施できることとした。今後は、この基金を有効に活用しながら修理方針に即した文化財修理を堅実に実施していく。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、美術工芸品や有形民俗文化財（民具）などの保存・活用を行う施設として、博物館法の規定に基づく登録博物館であり、文化財保護法の規定に基づく公開承認施設でもある彦根城博物館をはじめ、開国記念館と市所蔵資料を収蔵する文化財収蔵庫がある。

彦根城博物館は、彦根藩主井伊家に伝来した資料の保管と公開が中心であり、さらに、国宝や重要文化財の保存や公開を積極的に行っている。平成 20 年度（2008 年度）にリニューアルして開館した開国記念館は、本市の歴史全般が理解できる通史的な常設展示が主体の施設であり、企画展や発掘調査などの調査成果の速報展示も行っている。文化財収蔵庫は、民具や埋蔵文化財の保管施設であるが、彦根城博物館の収蔵庫とともにスペースが不足しており、施設の拡充が必要である。

彦根城跡は平成 20 年度（2008 年度）から観光課の所管から文化財課所管に変更となり、文化財保護の観点をより重視した維持管理を行うこととした。その他の建造物・遺跡・名勝地は、いずれも所有者が主体の保存・活用ということになるが、文化財課職員が指定文化財を定期的に巡回して保存状態の確認と保存・活用についての指導を行う文化財パトロールを行い、できる限り文化財を公開するなどの活用を図る取り組みを行う。

彦根城博物館では、「井伊家伝来資料」をはじめとする貴重な資料の適切な保存と調査研究に取り組むとともに、「ほんもの」との出会いをコンセプトとした美術工芸品や古文書を中心に展

示する常設展、ならびに館外の資料を借用して開催する企画展や特別展を実施し、彦根を中心とした歴史や文化を広く紹介する。

また、開国記念館において、ここ最近では、平成 27 年度（2015 年度）から平成 28 年度（2016 年度）には「NAOSUKE・直弼・なおすけ - 近現代の中の井伊直弼 -」、平成 28 年度（2016 年度）途中からは「佐和山御普請、彦根御城廻御修復 - 発掘・解体調査からみえてきたもの -」などの企画展を開催しており、そのほか特別史跡彦根城内で実施している保存修理事業に関する調査成果や埋蔵文化財発掘調査の速報展を開催してきた。今後も文化財に関する情報発信を行い、文化財の理解を深められるよう努めていく。

なお、市内にある多くの文化財について、より理解を深められるよう、説明板については、定められたデザインによるものを順次設置しているところであり、今後も引き続き説明版の設置を推進する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営みと関わりながら生まれたものである。したがって文化財は、周辺の環境を排除した形ではその意義をなさないと言っても過言ではなく、文化財に即した周辺環境の整備が図られるべきである。

本市では、平成 8 年度（1996 年度）に景観に関する自主条例「快適なまちを創る景観条例」を制定し、良好な都市景観の形成に取り組んできた。また、滋賀県の定める「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」による景観の保全と形成に努めてきた。そして平成 17 年度（2005 年度）には、景観法に基づいて景観行政団体となり、平成 19 年度（2007 年度）に「彦根市景観計画」を策定した。景観計画では、市内全域を景観計画区域とし、5 つの特性をもつ景観の地域を景観形成地域とし、それら以外の地域を 3 つの景観ゾーンに区分して、景観の保全に努めている。

今後、こうした景観行政やまちづくり行政と文化財行政がより緊密に連携して、文化財の周辺環境の保全を図っていく。

（５）文化財の防災に関する方針

文化財を火災や地震などの災害から守るため、個々の有形文化財ごとに防災対策を検討するなど、被災の予防やリスクの軽減を図ることが求められている。

本市では昭和 39 年（1964 年）に「彦根市地域防災計画」を定め、その中で文化財対策として「文化財は貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施に当たっては、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施および所有者・管理者などへの保護思想の啓発などの施策を行う。」という方針を定めている。

現在、指定文化財の災害予防対策として、自動火災警報装置などの消防設備や防犯設備の設置について、事業費の補助を行いながら積極的な設置を推進し、建造物などの修理工事に際しては、併せて耐震診断を行って文化財の価値を損なわない範囲での耐震補強を推奨している。特に「国

宝彦根城天守、附櫓及び多聞櫓」については、国庫補助事業として耐震診断を平成 29 年度（2017 年度）から実施しており、今後も文化財の保存に必要な災害予防対策に取り組む必要がある。

文化財防火デーでは、彦根城を主会場として、消防署、地元消防団、自主防災組織が連携して消火訓練を実施し、万が一の火災発生時に迅速な行動がとれるよう取り組んでいる。また、文化財防火デーの前後には、1年に1度、文化財課職員と消防署職員が共に文化財所有者宅を訪れて防災点検を実施し、不備な点の改善を指導するなどの取り組みを行っている。彦根城跡や一部の社寺などを除いては、防災訓練が実施できていないため、今後も文化財所有者、管理者の防災意識を高めるとともに、多くの市民に文化財保護思想の啓発の取り組みを続ける。



彦根城における防火活動訓練



消防点検と文化財パトロール

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市の歴史・文化を学び、市民の地域的連帯感やふるさと意識、さらに、市民意識の高揚をはかり、まちづくりに活かしていくことを目的の一つとして、平成 13 年（2001 年）から同 27 年（2015 年）にかけて、『新修彦根市史』を刊行してきた。

また、文化財への関心を深めるため、指定文化財をわかりやすく説明した解説シートを制作し要所に配して、市民や観光客が自由に持ち帰り学習できるように配慮しており、今後はさらなる充実を図る。そのほか『彦根市文化財年報』を作成して、文化財の仕事を紹介し、文化財の保存と活用の意識を高めるよう取り組んでいる。

講座・講演会などについては、本市学芸員が地域に出向いて文化財啓発を行う「出前講座」、外部講師によるシンポジウム、文化財の探索ウォークや見学会を実施し、文化財への関心を深める取り組みを行っており、今後も引き続き文化財に関する造詣を深めるための取り組みを推進する。

また、辻番所などにおいては、地域住民による管理運営を行っており、地域の文化財を地域住民が活用することで、地域住民が主体となって地域の文化財や地域への愛着や誇りの向上に対する取り組みを推進する。今後は、文化財を説明する「解説ボランティア」や文化財のパトロールを実施する「パトロールボランティア」などを検討している。“地域の文化財は地域住民が守る”ということは、文化財保護や愛護精神の高揚に結びつくものであり、さらなる組織化に努める。



出前講座と文化財見学

（7）埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市には、縄文時代から近世に至る 200 件の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。開発などに伴う現状の変更に際しては、文化財保護法に即した指導を実施している。包蔵地の中には、宅地造成に伴う開発が集中する箇所があり、緊急発掘調査を繰り返した結果、遺跡そのものの消失を招くことも想定される。佐和山城跡や稲部遺跡、稲部西遺跡などの重要な遺跡に対しては、事前の確認調査を充実させるとともに、開発事業者との保存の協議や行政指導を徹底するなど、開発における重点保護策なども検討していく。

なお、開発事業については、まず本市の開発指導部局より開発計画について照会があり、要件事項・指示事項を付して回答する。以後については、滋賀県の「記念物の保存と活用」および本市文化財課の「埋蔵文化財の手引き」に示した流れによって、開発事業者に対して指導を行う。

今後、専門職員のさらなる充実を図りながら、埋蔵文化財の周知と取り扱いを徹底する。

（8）文化財を取り扱う組織の体制と今後の方針

本市は、平成 20 年度（2008 年度）より特別史跡彦根城跡の管理を従来の観光課から文化財課へ所管替えを行い、市教育委員会の中に、新たに文化財部を設けて文化財保護と活用の実務を行っていた。文化財課は平成 31 年度（2019 年度）に文化財保護法の改正に伴い、市長部局へ所管替えを行った。令和 2 年度（2020 年度）には、彦根城の世界遺産登録と世界遺産を活用したまちづくりを推進し、文化財の保存および活用と都市計画等を効果的に進めるため、文化財課、都市計画課、景観まちなみ課、市街地整備課で組織する歴史まちづくり部を新設した。しかし、令和 5 年度（2023 年度）に歴史まちづくり部は解体され、文化財課は観光文化戦略部へ、都市計画課と建築指導課の課内室となった旧景観まちなみ課は都市政策部へ、市街地整備課は建設部へと再編された。

文化財に関する市長の諮問機関として、彦根市文化財保護条例第 21 条に基づき、彦根市文化財保護審議会（以下「保護審議会」という。）を設置し、文化財の指定、保存と活用に関する事項を審議している。保護審議会の委員構成は、学識経験を有する 10 名以内としており、令和 5 年度（2023 年度）時点においては、彫刻史、文献史学、民俗学、建築学、絵画史、考古学、造園学の各専門分野から各 1 名の計 7 名で構成している。

また、彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例第 10 条に基づき、彦根市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「保存審議会」という。）を設置し、保存地区の保存などに関する事項を審議している。保存審議会の委員構成は、学識経験者、関係地域を代表する者、関係行政機関の職員などから、20 名以内としており、令和 5 年（2023 年）時点においては、13 名で構成している。

文化財の指定や大きな修理案件などは、計画の実施に当たり文化財委員会または保存審議会に諮って適切な文化財の保存と活用の視点から指導と助言を得ながら進めていく。

（ 9 ） 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市には、無形民俗文化財の保存団体やNPOなどの各種団体があり、文化財行政とも連携を図りながら文化財の保存や活用事業を展開している。

平成 25 年（2013 年）には、彦根の歴史的風致を活用し、次世代への継承発展に取り組む各種団体による彦根歴史的風致活用実行委員会が組織され、団体間の連携のもと取り組みが行われている。

また、荒神山は、国指定史跡の荒神山古墳や幾つもの社寺の存在する文化財の豊かな地域であり、近年、里山保全活動を通じて文化財保護に携わる人々が生まれてきている。

今後は、これら各種団体とともに官民協働で、歴史的風致の維持および向上や文化財の保存と活用に向け取り組み、活動に対する支援を行う。

文化財の保存・活用に関わっている各種団体

名称	主な活動内容
小泉町幌踊り保存会	小泉町幌踊りの継承
小野町太鼓踊り保存会	小野町太鼓踊りの継承
大藪踊り保存会	大藪踊りの継承
高宮町かぼちゃ踊り保存会	高宮町かぼちゃ踊りの継承
●△ NPO 法人彦根景観フォーラム	まちづくり活動や歴史的建造物の保存運動
● NPO 法人スミス会議	登録有形文化財スミス記念堂の保存と活用
● NPO 法人小江戸彦根	彦根城内堀での再現した「御好屋形船」の運行
● NPO 法人五環生活	ベロタクシー（自転車タクシー）の運営
●△ NPO 法人庭師集団 いろは組	庭師活動を通じた文化財庭園の管理の実践活動
●△ NPO 法人ひこね文化デザインフォーラム	市民団体の方々との文化事業の連携・支援活動
●△ 彦根辻番所の会	善利組足軽屋敷、辻番所の保存と活用
● 彦根観光ボランティアガイド協会	彦根城を中心とした観光案内のボランティア活動
● 彦根城博物館友の会	彦根城博物館の運営を支える団体
●△ 湖東焼を育てる会	湖東焼の再興
●△ 彦根まちかど資料館	旧彦根藩足軽組屋敷（中藪組・瀧谷家住宅）であるまちかど資料館の運営
●△ 小江戸ひこね町屋活用コンソーシアム	空き町屋の保存・活用
●△ まち遺産ネットひこね	まち遺産の魅力の掘り起こしと発信活動

●・・・重点区域内

△・・・彦根歴史的風致活用実行委員会

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国宝（建造物）が 1 件、重要文化財（建造物）が 6 件、特別史跡が 1 件、名勝が 2 件、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財（建造物）が 28 件ある。このほか、市指定文化財（建造物）が 23 件存在し、市全体の文化財建造物、史跡、名勝、伝統的建造物群保存地区、登録有形文化財の半数を超え、集中している。

これまで文化財の継続的な調査を実施し、文化財保護法や滋賀県文化財保護条例、彦根市文化財保護条例などにより文化財指定を行い、その保護を図ってきた。また、同時にさまざまな機会を設けて、文化財の普及と啓発に努めてきた。新たに公開となった文化財も増加している。

重点区域においては、文化財保護の観点から、今後も未指定文化財の調査を実施し、文化財として保護を図るとともに、それぞれの文化財に適した保存と活用を図るための施策を行う。

特別史跡彦根城跡・名勝玄宮楽々園・名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の 3 件については、個別に保存管理計画や整備基本計画などを定めており、重点区域の中核であり、現状変更の指針を堅持して史跡および名勝の保存と活用を図る。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内において、それぞれの文化財の保存・活用を図り、歴史的風致の維持向上を促進するための保存修理事業を積極的に推進する。国指定文化財の現状変更を伴う事業については、文化庁長官の許可を得て実施する。なお、市指定文化財の修理については、彦根市文化財保護審議会に諮る。

特別史跡彦根城跡については、昭和 59 年（1984 年）3 月に「特別史跡彦根城跡保存管理計画」、平成 4 年（1992 年）6 月に「特別史跡彦根城跡整備基本計画」をそれぞれ策定していたが、保存管理計画については、平成 28 年（2016 年）3 月に改めて「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を策定し、今後、これを受けて整備基本計画についても改めて策定し、保存修理（整備）を実施していく。また、平成 27 年度（2015 年度）に埋蔵文化財包蔵地として遺跡の位置づけを行った彦根城外堀跡について、今後、試掘、発掘調査を実施し、保存状況を判断し、所有者の協力を得ながら特別史跡彦根城跡への追加指定を行うなどの保護措置に努めるとともに、埋蔵文化財調査で得られた成果に基づき、長曾根口御門周辺、切通口御門周辺、その他の外堀関連遺構について、保存、復元整備などの外堀関連遺構に関する造詣を深めるための整備につなげる。

名勝玄宮楽々園については、文化庁の技術的指導の下に、平成 9 年（1997 年）3 月に「名勝玄宮楽々園整備基本計画」を策定し、玄宮園・楽々園それぞれの整備基本方針を定めており、方針に基づいて保存整備事業を推進する。

重点区域の歴史的建造物については、その歴史的価値の保存とともに周辺的环境に適合した活用を念頭に置いた保存修理を推進する。

重要伝統的建造物群保存地区である彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区については、歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理または歴史的建造物以外の建

築に関する修景を土地・建物所有者の協力を得て行う。



魚屋町長屋



金亀会館

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、特別史跡彦根城跡の中に彦根城博物館と開国記念館の2つの展示施設、展示施設2か所を含めて旧城下町エリア内3か所に文化財収蔵庫がある。江戸時代の彦根藩庁（表御殿）を復元した彦根城博物館は、外観を復元し内部を展示室とした表向き、資料に基づいて木造で復元した奥向き、発掘調査で出土した遺構を基に復元した庭園、移築されていたものを元の位置にした寛政12年(1800年)建立の能舞台などで構成され、展示室に展示された井伊家伝来資料とともに、建物もまた大名文化を伝える展示資料という特色ある博物館である。

開国記念館は、昭和35年(1960年)に井伊直弼の没後100年を記念して、市民の浄財により彦根城の佐和口多聞櫓を再現し、現在は、彦根の歴史、文化財調査に関する情報発信のための展示施設である。

文化財収蔵庫は、博物館収蔵資料や市民所蔵の寄託資料、発掘調査で出土した考古資料や、収集している民具資料などを保管する収蔵庫である。どの資料も増加が著しく、収納スペースが不足しており、新たな収蔵庫の設置が課題となっている。

そのほかに建造物や史跡・名勝などの文化財の保存・活用施設としては、彦根城を維持管理する彦根城管理事務所がある。また、多くの文化財については、文化財と活用施設が一体となっている。

市有施設については、それぞれの施設に応じた展示収蔵の機能を充実展示させるとともに、必要に応じて施設整備を実施する。施設自体が文化財となっている建物もあり、施設が持つ特徴を生かし、それぞれの文化財と施設をつなげていく仕組みを構築し、その魅力と資料などの必要な情報を利用者に提供する。

なお、文化財の説明板などについては、特に特別史跡彦根城跡では、サイン計画を定めて統一されたデザインによる景観に配慮したものとなるよう努め、表記についても、日本語のほか英語・中国語・韓国語の多言語表記に努める。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の核をなす特別史跡彦根城跡内は、文化財保護法に基づき現状変更が厳しく制限されており、特別史跡内の建造物などの周辺は良好な環境が保たれている。

また、平成 19 年（2007 年）6 月に施行した「彦根市景観計画」では、旧城下町一帯を城下町景観形成地域に指定し、彦根城の眺望を阻害しないよう建築物の位置や高さ、ならびに地区のもつ歴史性をふまえた和風建築の形態・意匠を基調とするよう屋根勾配や色彩、素材、緑化率など詳細な規制を設けている。市街地の中に、歴史的建造物が一般の建築物などと混在している割合が高い旧城下町地区では、上記の規制により歴史的建造物の周辺環境を保全している。その上で、周辺景観を先導し継承し特徴のある建造物や樹木を、景観重要建造物や景観重要樹木の指定方針に基づき指定を行っている。

今後、さらに「彦根市景観計画」の積極的な推進を図るとともに、このような景観行政やまちづくり行政と文化財行政がより緊密に連携を図って、文化財の周辺環境の保全に努める。

また、新たに重要伝統的建造物群保存地区になった彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区については、歴史的景観を維持し向上させるため、地区内の道路に乱立する電柱などについて無電柱化するとともに修景舗装などを行う。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

本市では、平成 29 年（2017 年）6 月に「彦根市地域防災計画」を改定し、その中で文化財対策を定めて文化財に対する防災業務を実施している。特に、重点区域の核となる特別史跡彦根城跡については、別途に消防計画を作成している。消防計画では、防火管理規程により予防管理組織と自衛消防組織を定め、防火のための学習や訓練、消火器、屋内消火栓、自動火災報知機、非常警報設備などの定期点検を実施している。また、夜間パトロールなど人的点検にも力を入れている。

その他、『国宝紙本金地着色風俗図（彦根屏風）』をはじめ指定文化財を多数所蔵あるいは受託している彦根城博物館も、博物館法に基づき独自に消防計画を作成し自衛消防隊を組織するとともに、各種防災機器を完備している。

旧城下町の指定文化財については、自動火災警報装置などの消防設備の設置について、事業費の補助を行って積極的な設置を推進している。

今後、建造物などの大規模修理を行う場合は、修理に合わせて耐震診断を行い、文化財の価値を損なわない範囲での耐震補強を計画していく。旧城下町には、指定となっている建造物以外にも多くの歴史的建造物が存在し、ともに市街地の中に混在していることが多い。今後は、これらの建造物と周辺市街地の一体的な防災対策を検討していく。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域には指定文化財が集中的に存在することから、文化財への関心を深めるため、指定文化財をわかり易く説明した解説シートを制作し要所に配して、市民や観光客が自由に持ち帰り学

習できるように配慮しており、今後はさらなる充実を図る。近年、観光客や市民の多くが、彦根城跡に限らず旧城下町を訪れる傾向が顕著となっている。指定文化財解説シートの充実を急ぐとともに、文化財の探索ルートを開拓し普及を図る。彦根城跡や旧城下町を対象とした講座や見学会を催すと、参加者が多く、関心の高まりを感じる。その分、内容の充実が求められることから多種多様な内容での開催を行っていく。このことは彦根城観光ボランティアも同様であり、研修を重ねて質の向上を図る。

（7）埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

本計画における重点区域の範囲は、天保7年（1836年）に作成された『彦根御城下惣絵図』が示す城下町と同一の範囲となっている。この旧城下町については、平成29年（2017年）6月より「彦根城下町遺跡」として文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いを開始した。今後は、開発などに際しては届出、通知が必要となり、その内容に応じて発掘調査や立会調査などの調査を実施し、必要に応じて保存の協議をしていく。

しかしながら、彦根城下町遺跡は非常に広大な面積の遺跡であり、適切に対応するために、埋蔵文化財専門職員の増員や調査拠点である埋蔵文化財整理室の改善などの体制整備を図る必要がある。

旧城下町の遺構については、これまで保護措置を講じる手段がなかったが、周知の埋蔵文化財包蔵地となったことで、開発などに際して、発掘調査や試掘調査が実施でき、その調査成果に基づいて現状保存などの保存協議を行えるようになった。このことで史跡などの法的な保護措置への道筋が準備できたといえる。また、これら発掘調査の成果がまちづくりに活かされる点でもその意義は大きい。

（8）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域には、彦根歴史的風致活用実行委員会などの団体が、文化財に関連した保存や活用などの事業を展開している。

本市として、文化財行政とまちづくり行政の連携を軸として、各市民団体の活動のネットワーク化を図り、これら各種団体とともに官民協働で歴史的風致の維持および向上を図るため、これら活動に対する支援を行い、文化財の保存と活用に繋げるとともに、文化財に携わる人材の育成に努める。



足軽屋敷銘板づくりワークショップ
(NPO 法人彦根景観フォーラム)



「御好屋形船」の運行
(NPO 法人小江戸彦根)



辻番所サロン「芹橋生活」
(彦根辻番所の会)



「湖東焼」体験教室
(湖東焼を育てる会)



歴史的建造物での展示
(彦根まちかど資料館)



まち歩きイベント
(まち遺産ネットひこね)

各種団体の取り組み事例